株式会社インフキュリオン定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社インフキュリオンと称し、英文ではInfcurion, Inc.と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. クレジットカード等の決済ソリューション事業
 - 2. 前払式支払手段発行に関する業務
 - 3. コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの企画、開発及び販売
 - 4. 電子決済システムの企画、開発、運用、管理、保守及びそれらのコンサルティング
 - 5. 情報機器販売事業
 - 6. 情報処理サービス業
 - 7. 情報システムの企画、開発、設計、管理、運営及び保守
 - 8. クレジットカード番号等取扱契約締結業
 - 9. 資金移動業
 - 10. 貸金業
 - 11. 経営コンサルティング業
 - 12. M&Aアドバイザリーならびに仲介業
 - 13. 広告宣伝業
 - 14. 出版業
 - 15. グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社の管理業務受託
 - 16. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

- 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、7400万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引 等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権 に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株 主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することがで きる株主とする。
 - 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は 必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表 取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会 において定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - 2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故がある ときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長とな る。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を 行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役1名を選定し、取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。
 - 2 議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、 議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名 する。 (取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までと する。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって 行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会 社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定 める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該

定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができ る。

(剰余金の配当の基準日)

- 第48条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

- 第1条(電子提供措置等の効力発生日)
- 1 第 14 条 (電子提供措置等) は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式(以下、「振替株式」という。)を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。
- 2 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。

以上